

中央公園情報案内板企画・製作等業務委託

仕 様 書

令和 8 年 7 月

高松市都市整備局公園緑地課

中央公園情報案内板企画・製作等業務委託 仕様書

本仕様書は、高松市が行う「中央公園情報案内板企画・製作等業務委託（以下「本業務」という。）」に適用するものとする。

（業務目的）

第1条 中央公園再整備事業に合わせて、中央公園及び本市の観光・魅力情報を発信する情報案内板（以下、「案内板」という。）を設置するため、提案公募により、独創性のある情報案内板を企画、製作及び設置する事業者を選定するものである。

（履行期間）

第2条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

（設置場所）

第3条 中央公園（高松市番町 1-11）内に設置する。別紙設置箇所図参照

（設置コンセプト）

第4条 看板の設置コンセプトは以下のとおりとする。

- （1）中心市街地の活性化に資する象徴的なもの
- （2）夜間景観等も含め、都市景観の向上に資するもの
- （3）高松市の魅力を発信し高松ブランドの向上やシビックプライドの醸成に資するもの

（業務内容）

第5条 本業務の内容は以下のとおりとする。

（1）設置計画

本業務の目的及び設置コンセプトを把握した上で、本業務の遂行に必要な資料を収集するとともに、必要な体制やスケジュール等について検討し、業務計画書を作成すること。

（2）案内板企画・製作

盤面、本体、支柱等を含めた詳細仕様については、発注者と協議の上決定すること。

特に、発信内容の工夫のほか、デザイン性や分かりやすさ、操作性、ライフサイクルコストを踏まえた案内板にすること。

ア 規格及び品質

① 規格

案内板は、表裏2面（中央通り側及び公園側の2方向へ発信するもの）とする。

サイズは、高さ 200～400 cm×横 200～500 cm×厚み～150cm 程度を基本とするが、協議により、適当と認められる場合は、この限りではない。

また、案内板を分割し、複数設置することや、その他設置コンセプトを達成するために必要と認められるものは可とする。

※高さが4mを超える場合は、建築確認申請が必要です。

② 品質 防腐・防錆対策を施すなど、長期間の使用に耐え得るものとする。

特に、盤面は、屋外であることや更新費用等を踏まえ、アナログ式を基本とするが、やむを得ず、デジタルを導入する場合は、耐久性や故障リスク等を十分踏まえるとともに、耐用年数や保証期間等を提示すること。

③ その他受注者提案による事項

（例：地域資源や特産品、地元企業の技術力をいかしたものの、環境配慮型材料の使用など）

イ 掲示内容

案内板は、中央通り（東側）と中央公園（西側）の2方向に向かって、①中央公園の施設情報、②高松市の観光・魅力情報、③TKMTの3つの情報について、分かりやすく掲示すること。

なお、掲示する①～③の情報量は、おおむね3分の1ずつとする。

① 中央公園の施設情報

中央公園の完成図や模型をベースに、公園の施設情報等を分かりやすく発信すること。

② 高松市の観光・魅力情報

来街者に対し、高松市の観光・魅力情報を発信するもの。特に、文章による細かな説明は避け、視認性とデザイン性を重視した視覚的情報（写真・画像）で発信すること。

※掲示物のサイズは、A0サイズを基本とする。

※別途QRコードにより、詳細情報を発信することは可能

③ 高松市シティプロモーションのロゴ「TKMT」

TKMTロゴマークのガイドラインや名刺・ポスターなどの作成、ロゴマークのダウンロ

ードができるサイト

(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/shinotorikumi/citypromotion/logo/tkmt.html>) に基づき作成すること。

④ その他受注者提案による事項

ウ デザイン

- ① 高松市景観条例及び高松市屋外広告物条例、高松市中心市街地夜間景観ガイドラインなどの関係法令・関連計画等を踏まえたデザイン
- ② 来街者等を魅了し、引き付けるデザイン
- ③ 光の演出など夜間景観の向上に資するデザイン
- ④ 視覚的に分かりやすく、ユニバーサルなデザイン
- ⑤ その他受注者提案事項

エ 機能

- ① 夜間でも視認性の高い照明機能（外照式看板、内照式看板どちらでも可能）
- ② その他受注者提案事項
(例：フォトスポット、音声機能、防災情報発信機能、盗難・イタズラ対策、防犯機能など)

オ その他条件

- ① 操作性がよく、情報の更新が容易であること
- ② ライフサイクルコスト（維持管理費・更新費）が安価であること
- ③ 汎用品を使用するなど修繕が容易であること
- ④ その他受注者提案事項

(3) 魅力情報コンテンツの作成

・高松市関連情報サイト及び提供素材※のほか、受注者自らが保有または入手可能な画像等から、掲示する観光情報コンテンツを作成すること。

※市からの提供素材が必要な場合は、高松市公園緑地課へ問い合わせること。

・情報コンテンツは、高松ブランドや市の強みを表したものとし、**12作品以上**作成すること。(例：眺望、観光施設、名物、自然、歴史、人物、イベント、アート・建築、伝統工芸、その他高松らしさをPRできるもの)

・作成にあたっては、素材の使用に係る著作権や肖像権、その他使用に係る許可条件等を確認すること。

※提案公募時には、情報コンテンツ 12 作品以上の選定プロセスや掲示方法、技術等を示すこととし、実際に掲示する作品については、市民等の意見も踏まえ、市と協議しながら決定することとする。

(4) 設置工事等

ア 情報案内板設置工事

① 施工条件・役割

施工に係る条件及び役割は以下のとおり

項目			高松市	受注者
1	既存看板の撤去		○	
2	試掘・地下埋設物調査 事前調査済	※基礎形状等により、埋設 管への影響調査等が必要と なる場合は受注者が対応	○	※
3	基礎工事			○
4	配線工事		○	
5	案内板の設置	安全対策や諸手続を含む。		○
6	案内板周辺の復旧（舗装等）	詳細は別途協議する。		○
7	その他附帯工事			○

② 施工計画書等の提出

設置工事の着工前に詳細工程表を含む施工計画書等を作成して本市に提出し、承諾を得ること。

③ 設置作業

設置作業は、中央公園再整備工事の施工業者と連携・調整を図りながら、安全対策を十分に行うこと。

④ 竣工書類の提出

受注者は工事終了後速やかに、竣工図及び写真等の竣工書類を提出すること。

イ 工事に必要な許認可等の手続（交通規制を行う場合は関係機関との協議及び申請等を行う。）

ウ 中央公園再整備工事の施工業者と工程調整を図りながら、円滑に工事を行うこと。

(5) その他本業務を実施する上で必要な関連業務

(提出書類)

第6条 本業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届 (2) 管理技術者届 (3) 職務分担表 (4) 工程表
(5) 業務計画書 (6) 完了届 (7) 納品書 (8) 請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、調査職員の承認を受けなければならない。

(打合せ)

第7条 受注者は、常に調査職員と緊密な連絡をとり、適宜、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。

また、打ち合わせ等の会議録は、受注者において必ず作成するものとする。

(手直し)

第8条 受注者は、本業務が完了した後に、受注者の責に帰すべき理由による過失疎漏に起因する不良箇所が発見された場合、受注者の負担において、速やかに訂正、補足、その他の処置を行わなければならない。

(諸手続)

第9条 本業務履行のため必要な、関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として受注者において処理しなければならない。なお、手続において費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

(業務の補償)

第10条 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

(成果品の検査)

第11条 受注者は、本業務完了前に発注者の成果品検査を受けなければならない。

2 受注者は、成果品検査において、修繕等を指示されたときは、直ちに対応しなければならない。

3 本業務完了後にあっても、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見されたとき

は、受注者は、受注者の負担において、直ちに修繕や取替等を行わなければならない。

（業務の完了）

第12条 本業務は、成果品検査に合格後、必要書類一式を提出し、発注者の最終的な合格をもって、完了とする。

なお、必要書類は、工事完了時に必要となる竣工書類（高松市ホームページ参照）と同様なものとする。

（不当要求行為の排除対策）

第13条 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（2） 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

（3） 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（適正な労働条件の確保）

第14条 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

なお、（5）以外は法定事項である。

（1） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっ

ては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

（2） 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

（3） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

（4） 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

（5） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

（6） （1）から（5）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

（費用の負担）

第15条 本業務の実施に伴い必要となる費用は、本仕様書に明記のないものであっても、提案書で提案のあったものについては、原則として、受注者の負担とする。

（法令等の遵守）

第16条 受注者は、本事業の履行に当たり関連する法令等を遵守しなければならない。

（中立性の堅持）

第17条 受注者は、常に中立性を堅持しなければならない。

（業務の委任）

第18条 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、第5条に示すものである。

（損害賠償）

第19条 受注者は、本業務実施において諸事故が発生したときは、発注者に発生原因、

経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理するものとする。

(参考資料の貸与)

第20条 発注者は、本業務の遂行に必要な関係資料等を、所定の手続によって貸与する。受注者は、その取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なく複製又は貸与してはならない。

また、本業務完了後、貸与された資料は、速やかに発注者へ返納するものとし、破損及び滅失、盗難等のないよう慎重に取り扱わなければならない。

(参考文献等の明記)

第21条 文献その他の資料を引用した場合は、その文献名又は資料名等を明記するものとする。

(市の内部公益通報制度)

第22条 売買、貸借、請負その他の契約を発注者との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、発注者の内部公益通報制度により通報することができる(同制度における通報方法:電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。))⇒メールアドレス:naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先:総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

※ 発注者の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載している。

(「業務に関し不正又は不誠実な行為」に該当する行為を例示する告示の公表)

第23条 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しているので、留意するものとする。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

(1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為

(2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為

(3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為

(4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為

(5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為

(6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反

(7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

(著作権について)

第24条 本業務で作成した資料の著作権は、受注者において取得し、全て発注者に帰属するものとする。「翻案権」及び「二次的著作物の利用許諾権」について明記すること。

(疑義の解釈)

第25条 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、これを定める。

(個人情報の保護)

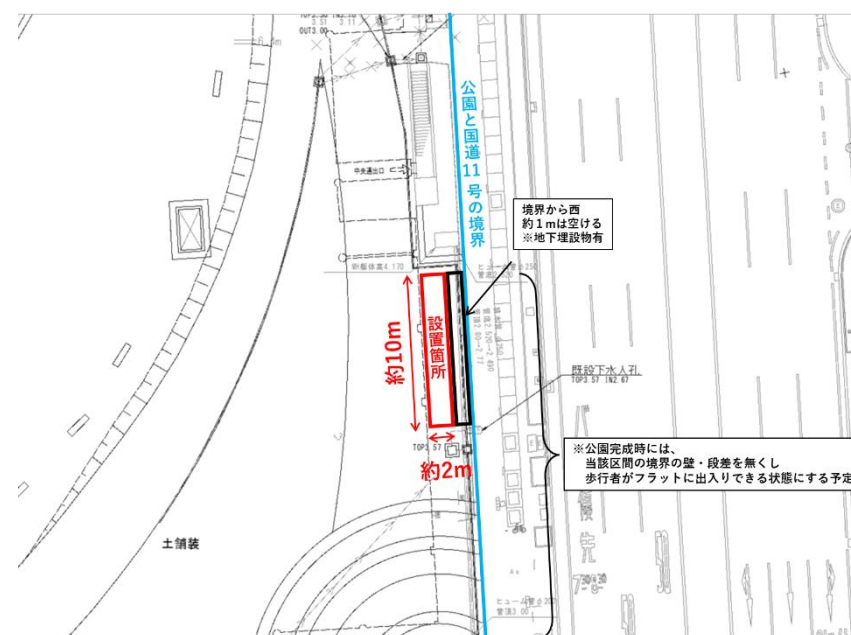
第26条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

中央公園情報案内板設置箇所図



■情報案内板設置箇所

※提案後、現地精査の結果、地下埋設物等の関係により、位置やサイズが変更になる可能性があります。



既存観光情報案内板(撤去予定)

中央公園観光情報案内看板イメージ

- 下図は、3つの情報を発信する案内板を設置することを示したもので、イメージ図のとおり製作するものではありません。
 - 東側（中央通り側）及び西側（中央公園側）の2方向に向かって、来街者を魅了し引き付ける、高松市を象徴するような独創的な案内板を提案してください。また、昼と夜、両方の見え方を示してください。
- (key word：独創的、唯一無二、シティプロモーション、シビックプライド、景観・価値向上、光による演出、フотスポット・・・)

